

## カールビンソンと海自艦、訓練写真公開 フィリピン海

相原亮 2017年4月27日13時07分



フィリピン海を航行する米海軍原子力空母カールビンソン（手前）と海自護衛艦2隻＝米海軍ホームページから

米海軍は日本時間の27日、朝鮮半島近海へ向けてフィリピン海を航行している米海軍の原子力空母カールビンソンと海上自衛隊の護衛艦2隻による共同訓練の様子を収めた写真をホームページ上で公開した。

撮影日は26日。共同訓練に参加しているのは、米海軍原子力空母カールビンソンと、海自護衛艦「あしがら」「さみだれ」。護衛艦2隻はともに佐世保基地（長崎県）を出港し、カールビンソンと合流した。23日から「日米間の戦術技能の向上」を名目に、通信などの訓練をしている。

北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射など緊張が高まる中、防衛省幹部は訓練の目的について「『日米連携の象徴』を見せつけることによる抑止力が一番の目的だ」と語る。（相原亮）

平成28年12月22日  
国家安全保障会議決定

## 1 趣旨

この運用指針は、自衛隊法第95条の2（以下「本条」という。）の基本的な考え方や本条の運用に際しての内閣の関与等について定めるものである。

防衛大臣は、本条の運用に際しては、法令に定めるもののほか、この運用指針によるものとする。

## 2 本条の基本的な考え方

### (1) 本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。

本条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようになっている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらない。

なお、本条における「その他の外国」については、これらの国の部隊は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事する部隊であることから、防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある外国に限られる。

(2) 我が国の防衛に資する活動  
本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については、個別具体的に判断するが、主に以下の活動が考えられる。

ア 弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動

イ 我が国の平和及び安全に重要な影響を与ええる事態に際して行われる輸送、補給等の活動

ウ 我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練  
(3) 警護の実施の判断

合衆国軍隊等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、当該合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、当該活動の目的・内容、当該部隊の能力、要請に係る当該部隊の武器等の種類、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で主体的に判断する。

## 3 内閣の関与

### (1) 国家安全保障会議での審議

本条第2項の規定による合衆国軍隊等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議するものとする。ただし、緊急の要請に際しそのいとまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議に報告するものとする。

ア 当該合衆国軍隊等から、初めて警護の要請があった場合

イ 第三国の領域における警護の要請があった場合（第三国の領域における本条に係る警護については、その活動について当該第三国の同意がある場合に限り実施するものとする。）

ウ その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

このほか、重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）第1条に規定する重要影響事態をいう。）における警護の実施が必要と認める場合は、内閣総理大臣は、その旨基本計画（重要影響事態安全確保法第4条第1項に規定する基本計画をいう。）に明記し、国家安全保障会議で審議の上、閣議の決定を求めるものとする。

### (2) 国家安全保障会議幹事会での審議

本条第2項の規定による合衆国軍隊等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。ただし、緊急の要請に際しそのいとまがない場合には、防衛省は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議幹事会に報告するものとする。

これらの審議又は報告がなされた件については、国家安全保障会議に報

告するものとする。

ア 警護対象となる合衆国軍隊等の部隊が行う「我が国の防衛に資する活動」について、過去に同様の活動を行う当該合衆国軍隊等の部隊の武器等の警護を実施した実績がない場合

イ その他重要であると認められる警護の要請があった場合

(3) 関係省庁との連携

防衛省は、本条の運用に関し、合衆国軍隊等から警護の要請があった場合における内閣官房国家安全保障局との情報の共有を含め、関係省庁と緊密に連携するものとする。

4 国家安全保障会議への報告及び情報の公開

(1) 国家安全保障会議への報告

防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告するものとする。

(2) 情報の公開

本条の運用の状況については、次のア及びイに規定するもののほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとする。

ア 防衛大臣は、本条の運用に際し、自衛隊又は合衆国軍隊等の部隊に具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合には、速やかに公表すること。

イ 内閣総理大臣は、3（1）の基本計画を公表すること。

## 自衛隊法

(昭和二十九年六月九日法律第百六十五号)

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)  
第九十五条の二

自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条 又は第三十七条 に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

「戦闘作戦行動」について（政府統一見解）

（昭和四七、六、七 衆・沖特委）

○中谷委員 前回、事前協議の主題となる戦闘作戦行動についての戦闘作戦行動についての政府の統一見解を求めましたが、この機会にお延べ頂きたいと思います。

○高島政府委員 お読みします。

（一） 事前協議の主題となる「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」という「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動をさすものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様がかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米国はわが国と事前協議を行なう義務を有する。

（二） 我が国の施設・区域を発信基地として使用するような戦闘作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下地上部隊の上陸作戦等であるがこのような典型的なもの以外の行動については個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかない。

（三） 事前協議の主題とされているのは「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」であるから、通常の補給、移動、偵察等直接戦闘に従事することを目的としない軍事行動のための施設・区域の使用は、事前協議の対象とならない。

■68-衆-沖縄及び北方問題に関する…-17号 昭和47年06月07日

○吉野政府委員 御承知のとおり、事前協議はいままでわれわれも受けたことがございませんから、したがってそれがいつ行なわれるかということについての指針は何らございませんが、しかしながら、われわれの想像するところによりますと、要するに日本の基地から直接戦闘作戦行動を起こすということであるわけでございますから、最小限度その行動を起こす以前であれば足りるわけなんです、しかしながら政治的に考えますと、日本の基地をその目的のために使うということは、日米両政府にとりまして非常に重大な決意が要るわけでございます。したがって、このようなことにつきまして、われわれに事前協議をかけてくる米国政府の態度といたしましては、作戦準備とかというような技術的な行動の前に、そもそも日本の基地を使って作戦行動を行なってよろしいかどうかという、もっと政治的な判断が先行すべきだろうと思えますし、また、それについて日本側の同意を前もって求めておかなければいかぬということになると思いますから、これらの行動は技術的には併行して行なわれる可能性はございますが、しかしながら、われわれに対して相談をしかけてくる時期というものは、政治的な考慮から、したがって時間的にもそういう行動を起こす相当前からわがほうにいつてくるのじゃないか、このようにわれわれは想像しておる次第でございます。

■189-衆-本会議-28号 平成27年05月26日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

安保条約を改定したときにも、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことは、既に歴史が、皆さん、証明しています。

したがって、戦争法案という批判は、全く根拠のない、無責任かつ典型的なレッテル張りであり、恥ずかしいと思います。

■189-参-本会議-34号 平成27年07月27日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

私が日米安保条約の改定やPKO法の制定時のことについて述べたのは、当時も憲法違反や戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことはこれまでの歴史が証明しているからであります。国民の命と平和な暮らしを守り抜くための今回の法案の必要性についても、これまでと同様、必ずや国民の皆様にも正しく御理解をいただけるものと考えています。

平成29年(2017年)3月24日

第243回幹事会

軍事的安全保障研究に関する声明

日本学術会議

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

## ■安全保障と学術に関する検討委員会（平成29年3月7日）議事録抜粋

### ① 声明は防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募を否定するものではないこと（個々の大学等の判断で応募可能＝「大学等の各研究機関は…審査する」）

○杉田委員長 ……ですから、ただ、一方、ここはもちろん研究資金の出所がどこどこであれば包括的に駄目であるということも言っておりません。これも声明は曖昧だという批判をする方々もいると思いますけれども、防衛装備庁だから一切受けるなというふうにここは言っておりません。ただ、出所がそういう軍事関係機関であれば、やはり慎重に考えるというのが当然、それはアメリカ等においても、それは別扱いで、ほかの民生資金とは別に扱っているということは、この委員会でもかなり議論したところでございますので、そして、それはなぜかということについては、それなりの理由があるということでございますので、そういう意味で、実は限定は、この声明の中でもある程度はできているという構造は、ちょっと言及しておきます。（p.28）

○杉田委員長 今、山極委員がおっしゃった点も、いろいろ悩むところでございますが、これは防衛装備庁の制度については、今、山極委員がおっしゃっている趣旨は、例えば応募は望ましくないとか、そういうふうには書けば大学としては迷わないということだと思っておりますが、他方では、大西委員が先ほどおっしゃったのは、例えば外部専門家にすればオーケーだと、そういうふうには書くべきだという、全く逆のことをおっしゃっているわけございまして、私の今回の提案は、その両方とも、まとまらないだろうということをやむを得ず、「問題が多い」ということになっているわけでございます。

「問題が多い」と言えば、大学も問題が多いんだなということ、しかし問題は多いけれどもうちはどうしてもやりますという大学までは面倒見られませんということでございます。（p.36）

### ② 「継承する」とは、軍事研究の禁止を継承したものではなく、過去二回の声明の基底にある過去の政府による軍事研究への科学者動員の問題から学術の健全な発展における危惧を継承したものであること

○杉田委員長 ……そういう立場からしますと、この50年声明、67年声明を継承するのですが、それは特に、今申し上げた点で言えば憲法23条、つまり学問の自由、あるいは学術の健全な発展と軍事的安全保障研究との関係ということを主軸として我々は論じてきまして、それについてここに声明する。50年声明をその点において継承し、発展させるという、そういうことを意図して、このようにとりあえず御提案させていただいたわけでございます。（p.20）

○杉田委員長 ……ですから、継承というのは、単に同じことをオウムのように言っているということではない。その意味では、全くの反復ではございませんが、あえて発展というふうには先ほどちょっと言いましたが、ちょっとそれはおこがましいかもしれませんが、発展とまでは言えないまでも、現在の段階の中で、現在の状況の中で、その趣旨を生かしながら、新たな論点を付け加えたと。あるいは50年声明の中に既にあった、この戦争動員に対する危惧という学術の動員に対する危惧という点を、ここに浮き彫りにしましたと、そういうふうな趣旨であります。（p.33）

③ 過去二回の声明における「戦争」とは国際法で禁止されている侵略戦争のみを意味するとの解釈を否定しないこと

○杉田委員長 …… ただ、今回この委員会で審議したことによって得られたものも、私はあるのではないかというふうに思っているわけです。というのは、50年声明というのは、軍事目的、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという非常に強い文言でございますけれども、では、戦争とは何かということは定義されているわけではありません。実はこのところで、例えば戦争というのは侵略戦争であると、これは1928年の不戦条約以来、戦争が違法化された結果、自衛、通常、人々は戦争と呼んでいるものは皆、自衛的な行為とか、自衛権の行使とかいうふうに言われているという、こういう現状に鑑みて、戦争というのは、例えば侵略戦争であるというふうに仮に読んでしまいますと、この50年宣言は自衛と名が付けばオーケーだと、そういうふうにも読むことは実は可能であるわけでございます。 (p. 18)

■1950年 戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきつた態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

■1967年 軍事目的のための科学研究を行なわない声明

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取りまく情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米国陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議発足以来の精神を振り返って、真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。

※2017/3/7 議事録の抜粋箇所は日本学術会議事務局による選択箇所に基づく

出典：平成29年3月7日安全保障と学術に関する検討委員会議事録及び  
「1950年戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、  
「1967年軍事目的のための科学研究を行なわない声明」より小西洋之事務所作成  
平成29年5月23日参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之